

(様式 10)

誓 約 書

年 月 日

東京都医師会長 殿

所在地： _____

医療施設名： _____

申請者氏名： _____ 印

下記の内容を遵守することを誓約いたします。

記

東京都医師会母体保護法指定医師の遵守すべき事項

1. 母体保護法第14条第1項により指定された医師は、この事項を遵守すべき旨、東京都医師会長に文書により誓約しなければならない。
2. 指定医師は氏名変更、指定を受けた医療施設の変更（場所、設備）があった時は、直ちに東京都医師会長へ届け出なければならない。
3. 指定医師は指定された医療施設の廃止、設備要件の欠如又はその指定された医療施設より転出した場合には指定医師資格を喪失する。その際、直ちに指定医師証を東京都医師会長へ返却しなければならない。
4. 指定医師の2年毎の更新に際しては、示された手続きを行わなければならない。
5. 指定医師は母体保護法第25条に定められた届出を怠ってはならない。
6. 指定医師は母体保護法第14条の人工妊娠中絶を施行するに当たっては、常に次のことを遵守しなければならない。
 - (1) 人工妊娠中絶手術の適応を厳守すること。
 - (2) 人工妊娠中絶手術の実施は、指定医師として指定を受けた施設内のみとし、往診先等においては行わないこと。
 - (3) 必要に応じ術後の受胎調節の指導を実施し、少子化傾向に鑑み、初産平均年齢を引き下げるよう努力するとともに家族計画を指導すること。
7. 指定医師の診療内容は産婦人科医療を主体とすること。
8. 指定医師は、地区医師会、東京都医師会、日本医師会、日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会等が行う研修会の受講を怠ってはならない。
9. 指定医師は、他の指定医師と円満協議し、救急時相互扶助の体制を確立するよう努めなければならない。